



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第362号 令和3年9月10日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
596	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
597	同	同
598	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業調整課
599	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	農林水産基盤整備局 生産基盤課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
55	地方自治法の規定による条例の制定又は改 廃の請求及び監査の請求をする場合の県議 会議員及び知事の選挙権を有する者の50 分の1の数を告示する件	
56	地方自治法の規定による県議会の解散の請 求、知事の解職の請求及び主要公務員の解 職の請求をする場合の県議会議員及び知事 の選挙権を有する者の総数のうち40万を 超える数に6分の1を乗じて得た数と40 万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数を告示する件	
57	地方自治法の規定による県議会議員の解職 の請求をする場合の各選挙区における県議 会議員の選挙権を有する者の3分の1の数 を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
5 8		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第五百九十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
オートアナライザー 一式
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和四年三月十七日から令和九年三月十六日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年十月二十一日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六六）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六三）

五 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県危機管理環境部環境管理課水質担当（電話 八八 六二一 一三三三）

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和三年十月二十一日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和三年十月二十九日（金曜日）午前十一時

（二） 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

（三） 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の（一）に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

（一） 受領期限

令和三年十月二十八日（木曜日）午後五時

（二） 宛先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金 免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書の作成の要否 要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県危機管理環境部環境管理課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

詳細は、入札説明書による。

八 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Continuous Flow Analyzer 1 set

2 Term of Lease

From March 17, 2022 to March 16, 2027

3 Time Limit of Tender

11: 00 a. m on October 29, 2021

- 4 Section in charge of contract
Environmental Management Division , Crisis Management and Environment
Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2332
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai - cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第五百九十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
FA実習装置 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。

3 納入期限

令和四年三月二十五日

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年十月二十一日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六六）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六三）

五 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当（電話 八八 六二一 三三〇七）

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年十月二十一日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年十月二十九日（金曜日）午前十一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年十月二十八日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金
免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書の作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

詳細は、入札説明書による。

八 Summary

1 Nature and Quantity

Factory Automation Training System 1 set

2 Time Limit of Tender

11:30 a.m. on October 29, 2021

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第五百九十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和三年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町栗田字東傍示三三 浜田 一幸

同 字湊一〇―一 清水 豊司

2 加入区

栗田加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年九月十日から同月二十四日まで

2 縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷一番地一

北灘漁業協同組合

徳島県告示第五百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和三年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一、四八四人

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一七〇、七〇〇人

徳島県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、四五七人
鳴門	一六、一一五人
小松島・勝浦	一一、五八〇人
阿南	二〇、一八七人
吉野川	一一、四八六人
阿波	一〇、三九〇人
美馬	一〇、五九四人
三好第一	七、二三三人
名西	八、六九一人
那賀	二、三五一人
海部	五、六九七人
板野	二七、三〇六人
三好第二	三、九八三人

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

中

田

丑

五

郎

一七〇、七〇〇人